

# 求人をお申しただく際の注意点

ハローワークで取り扱う求人は「**関係法令を遵守しているもの**」かつ「**雇用関係がある労働者の募集**」に限ります。次のような求人は申し込むことが出来ませんのでご注意ください。

## 各種法令を遵守していないもの

労働保険・社会保険（厚生年金・健康保険）の適用対象なのに加入していないもの。

労働基準法・最低賃金法等に違反する求人条件・労働条件のもの（サービス残業のあるものを含む）

男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、高年齢者雇用安定法の規定を遵守していないもの。

男女雇用機会均等法…男性だけ、女性だけの募集・採用等は原則禁止とされています。

労働施策総合推進法…募集・採用に際しては年齢を不問としなければなりません。

（例外事由に該当する場合を除く）

また、雇用期間の定めがある場合も年齢不問としなければなりません。

（60歳以上の方を募集の場合は有期雇用可：省令3号の二）

## 例外事由一例

【省令1号（定年年齢以下）】 定年年齢を上限として募集・採用するため

【省令2号（18歳以上）】 労働基準法で18歳未満の深夜業への就業を禁止のため

【省令3号のイ（概ね35歳まで）】 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から募集、採用するため  
（この場合、経験は不問とすること）

【省令3号の二（35歳以上54歳以下）】 就職氷河期世代応援のため

その他法律に抵触するもの。（マルチ商法、詐欺まがい商法、許認可が必要なのに許認可を受けていないもの）

## 雇用関係がないもの

派遣・請負等で登録者の募集、フランチャイズ開発者の募集、完全歩合制や出来高制といった最低賃金以上の保証がないものや、雇用ではなく業務委託のもの。

## その他

公序良俗に反するもの、雇用の時期が安定していない見込み求人、監督官庁から業務改善命令や業務停止といった行政処分を受けているもの、求人条件が守られないもの等

## 求人内容と実際が相違する場合、紹介保留措置をとる場合があります！

ハローワークで公開・紹介している求人について、応募された方や面接を受けられた方などから、求人票の内容と実際が違っていたといった申し出が寄せられています。

求人内容の相違に関する申し出があった場合は、事実を確認した上で、必要に応じて**是正指導等**を行っています。内容によっては**求人をお受けできないこと**や、**紹介を見合わせる**こともあります。

また、求人内容の相違でトラブルになった場合など、口コミなどにより事業所のイメージを大きく損ねることも考えられます。

## 申出内容の例

- ▲面接に行ったら、求人票より低い賃金を提示された
- ▲求人票と違う内容の仕事だった
- ▲正社員と聞いて応募したのに、非正規雇用の形態だった
- ▲採用の直前に、求人票にはなかった勤務地を提示された
- ▲始業の30分前に出勤するよう求められた
- ▲「あり」となっていた雇用保険、社会保険に加入していない
- ▲求人票では「時間外なし」となっていたが、サービス残業があった等

